

○ 苫小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 JR 苫小牧駅の駅前広場再整備計画(以下「再整備計画」という。)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。)第25条第1項に基づく苫小牧市バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するに当たり、同法第26条第1項に基づく協議を行う機関として、苫小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 再整備計画の策定に関すること。
- (2) 基本構想の策定に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、再整備計画及び基本構想の策定に関し必要な事項に関すること。
- (4) 基本構想におけるバリアフリー特定事業に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、市長が委嘱又は任命する者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共交通事業等に従事する者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会に従事する者
- (5) 市民団体等の活動に従事する者
- (6) 経済団体等の活動に従事する者
- (7) 行政機関等に従事する者
- (8) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 任期は、委員の委嘱又は任命の日から再整備計画及び基本構想を策定するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により決定する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会の会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、市長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、会長をもって充てる。
- 4 部会は、市長が招集し、部会長が部会の会議の議長となる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課に置いて行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、市長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 9 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 3 月 29 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 5 月 12 日から施行する。